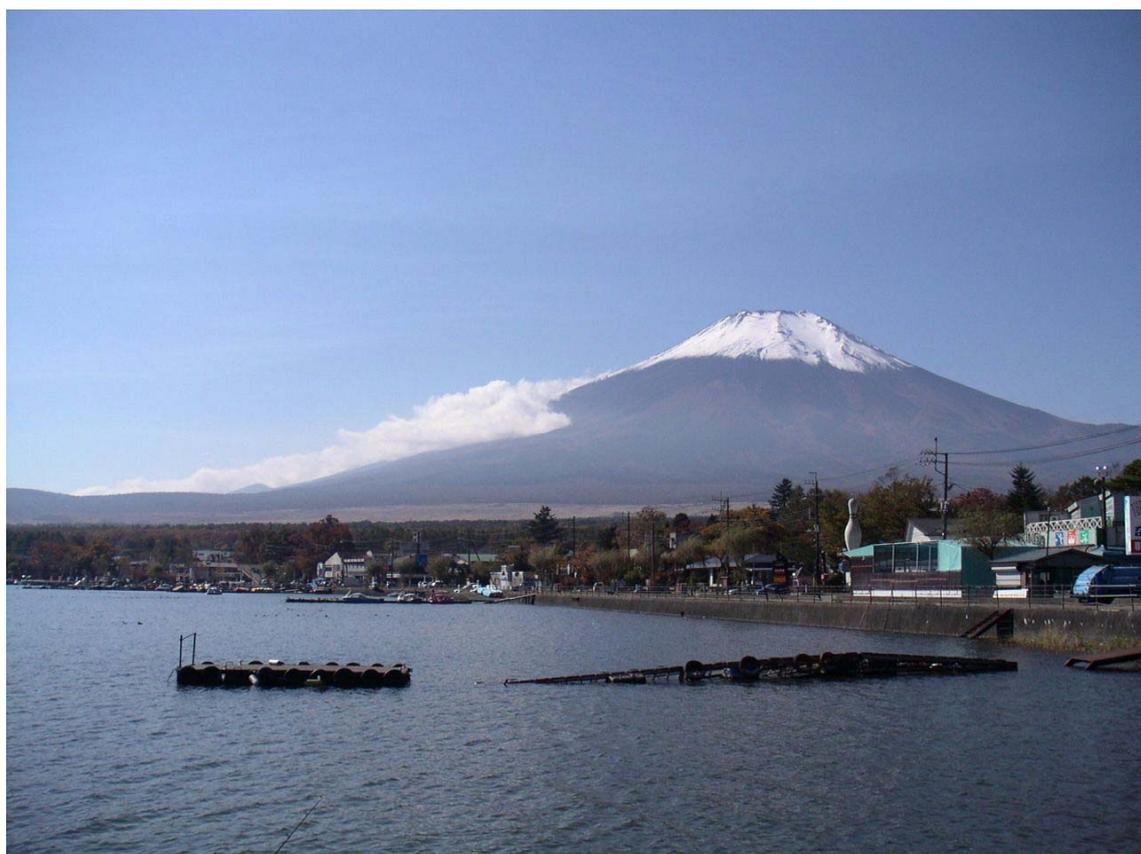


平成25年度 水質検査計画



(相模川の源流 山中湖)

川崎市上下水道局

目 次

1	はじめに	1
2	基本方針	1
3	水道事業の概要	2
4	水源から蛇口までの状況と留意すべき水質項目	5
5	定期的な水質検査の項目、地点及び頻度	6
6	臨時の水質検査	9
7	水質検査方法	10
8	水質検査の精度と信頼性確保	11
9	水質検査計画と水質検査結果の公表	12
10	水質検査結果の評価と水質検査計画の見直し	13
11	関係機関との連携	14
	別表－1 水質基準項目（給水栓）	15
	別表－2 水質基準項目（水源・浄水場）	16
	別表－3 水質管理目標設定項目	17
	別表－4 要検討項目	17
	別表－5 その他の水質検査項目	18

1 はじめに

川崎市上下水道局では安全で良質な水道水を供給するために、精度と信頼性の高い水質検査を行っています。水質検査計画は、水質検査項目、検査地点、検査頻度などを示した計画で、水道法施行規則第15条第6項に基づき毎年度策定し、公表することが義務付けられています。平成25年度はこの計画に基づき水質検査を行います。

2 基本方針

- 水質検査は、水道法で検査が義務付けられている水質基準項目と水質管理上必要な項目について行います。
- 水質検査は、水源、浄水場、及び浄水場系統などを考慮した代表的な給水栓で行います。
- 検査頻度は、法令に基づくとともに、過去の検査結果を評価して定めます。
- 水質検査は、水道水質検査優良試験所規範(水道GLP)に基づく信頼性保証体制のもと自己検査で行うことを基本とします。



上下水道局マスコット

ウォータータン

3 水道事業の概要

(1) 水源の名称及び種別

川崎市の水源地は、相模川水系と地下水系の2種類があります。

ア 相模川水系

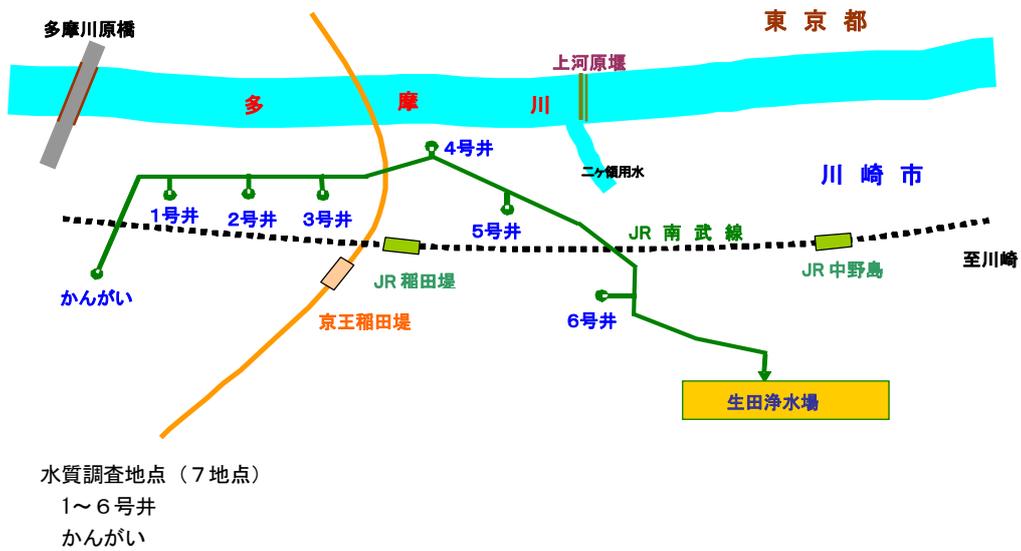
富士五湖の山中湖及び忍野湧水を源とし、桂川を経て相模湖に貯えられた水を、津久井分水池を経て、長沢浄水場に送っています。(図-1)

イ 地下水系

多摩川中流域等から涵養されている地下水を浅井戸である多摩区菅の第2取水系さく井で取水し、生田浄水場に送っています。(図-2)



図-1 相模川水系



図—2 第2取水系さく井(地下水系)

(2) 浄水場の名称と浄水処理方式

川崎市には、長沢場水場、生田浄水場の2つの浄水場があり、各浄水場は原水の水質状況に対応した浄水施設を整備しています。各浄水場の概要は表—1のとおりです。

表—1 浄水場の概要

浄水場	長沢浄水場	生田浄水場
所在地	川崎市多摩区三田 5-1-1	川崎市多摩区生田 1-1-1
敷地面積(m ²)	198,000	116,000
施設能力(m ³ /日)	240,000	100,000
原水の種類	相模川水系ダム放流水	地下水
沈澱池	傾斜板式	—
ろ過池	重力式二層ろ過	重力式単層ろ過
浄水処理方式	薬品凝集沈澱 急速ろ過 塩素消毒 粉末活性炭*	薬品凝集 急速ろ過 塩素消毒

*水質異常時等に使用

(3) 神奈川県内広域水道企業団からの受水

川崎市上下水道局では、神奈川県内広域水道企業団の西長沢浄水場から用水供給を受けています。西長沢場水場の原水は、酒匂川水系と相模川水系の混合水で、概ね良好な水質です。浄水については神奈川県内広域水道企業団が浄水場出口と受水地点で水質検査を行い水の安全性を確認しています。

(4) 給水状況

市内全域約 143 万人に 1 日平均 51 万 1 千 m³ の給水を行なっています。給水状況は、表－2 のとおりです。

表－2 平成 23 年度給水状況

給水区域	川崎市内
給水面積	144.35km ²
総人口	1,432,374 人
給水人口	1,432,310 人
普及率	99.99%
給水栓数	786,081 栓
給水能力	989,900m ³ /日
一日最大配水量	561,400m ³ /日
一日平均配水量	511,490m ³ /日



写真－1 相模湖

4 水源から蛇口までの状況と留意すべき水質項目

(1) 水源の水質状況と留意すべき水質項目

水源の水質状況と留意すべき水質項目をまとめると表-3のようになります。

表-3 水源の水質状況と留意すべき水質項目

水源の種類	相模川水系	地下水系
水源の水質状況・汚染要因	良好な水質 富栄養化による浄水処理障害 生物発生 降雨等による濁水発生	良好な水質 硝酸態窒素濃度の上昇 人為的汚染(地下浸透)による有機塩素化合物の検出
留意すべき水質項目	臭気(かび臭) 植物性プランクトン 濁度 pH値	硝酸態窒素 有機塩素化合物
	クリプトスポリジウム等	

(2) 浄水場から蛇口までの留意すべき水質項目

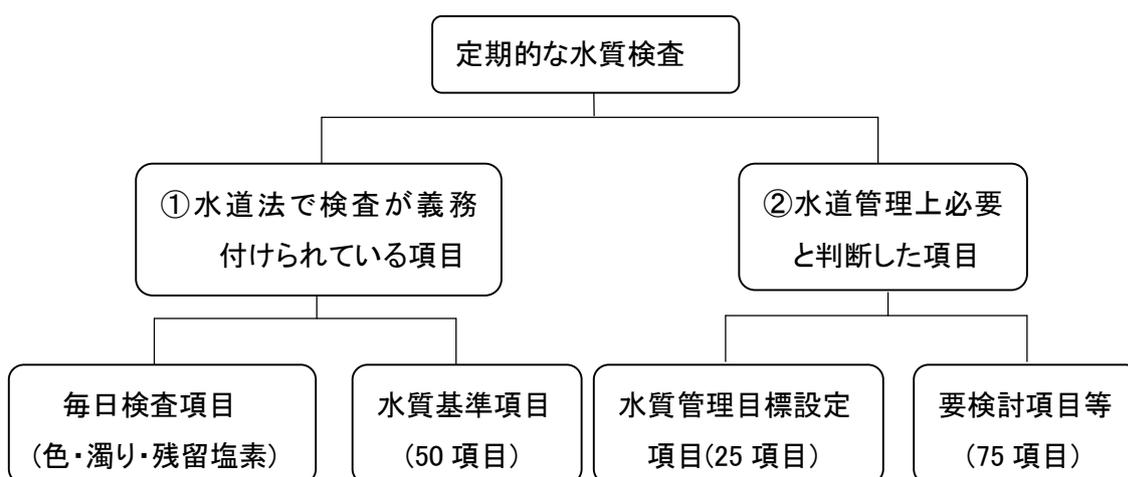
浄水場で使用する薬品や給水管等の影響で留意すべき水質項目を表-4に示します。

表-4 浄水場から蛇口までの留意すべき水質項目

留意すべき水質項目	原因
トリハロメタン等消毒副生成物	水の中の有機物と消毒剤の反応
塩素酸・臭素酸	消毒剤中の不純物
鉄・濁度・色度	水道管の老朽化
鉛	鉛給水管の使用
残留塩素濃度	水道管や貯水槽内での滞留

5 定期的な水質検査の項目、地点及び頻度

法令で検査が義務付けられている毎日検査の項目、水質基準項目に加えて、水質管理目標設定項目、要検討項目等について検査を行います。



図－3 定期的な水質検査項目

① 法令に基づく検査

・ 毎日検査項目

市内20ヶ所に設置した水質自動測定装置で、色、濁り並びに消毒の効果(遊離残留塩素)について毎日検査を行います。

・ 水質基準項目

市内11ヶ所の給水栓で水質基準項目について毎月又は年4回の頻度で水質検査を行います。検査箇所は、浄水場の給配水系統を考慮して設定しています。

法令で1日1回以上の検査が義務付けられている、色と濁り及び消毒の残留効果(遊離残留塩素)については、市内20箇所に設置した水質自動測定装置により毎日24時間連続して測定し、安全で良質な水が安定した状態で供給されていることを確認します。

市内 11 箇所の給水栓において法令に基づく水質基準項目 50 項目の検査を次のような頻度で行います。(別表－1)

- ・法令により月 1 回以上の検査が定められている項目は、月 1 回の検査を行います。
- ・法令により 3 箇月に 1 回以上の検査が定められている項目は、3 箇月に 1 回の検査を行います。
- ・3 箇月に 1 回以上の検査が定められている項目で、過去 3 年間の検査結果から水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合に限り、1 年に 1 回から 3 年に 1 回まで検査頻度を減らすことが可能ですが、水道水の安全と安心のために、検査頻度を減らさずに 3 箇月に 1 回の検査を行います。
- ・かび臭の原因物質であるジェオスミンと、2-MIB (メチルイソボルネオール) は、それらの原因となる藻類の発生時期に、給水栓で月に 1 回以上適宜、検査を行います。

② 水質管理のために必要な検査

- ・水源及び浄水場において水質基準項目の検査を行います。
- ・水質管理目標設定項目など水質管理上必要な項目について、水源、浄水場及び給水栓について検査を行います。

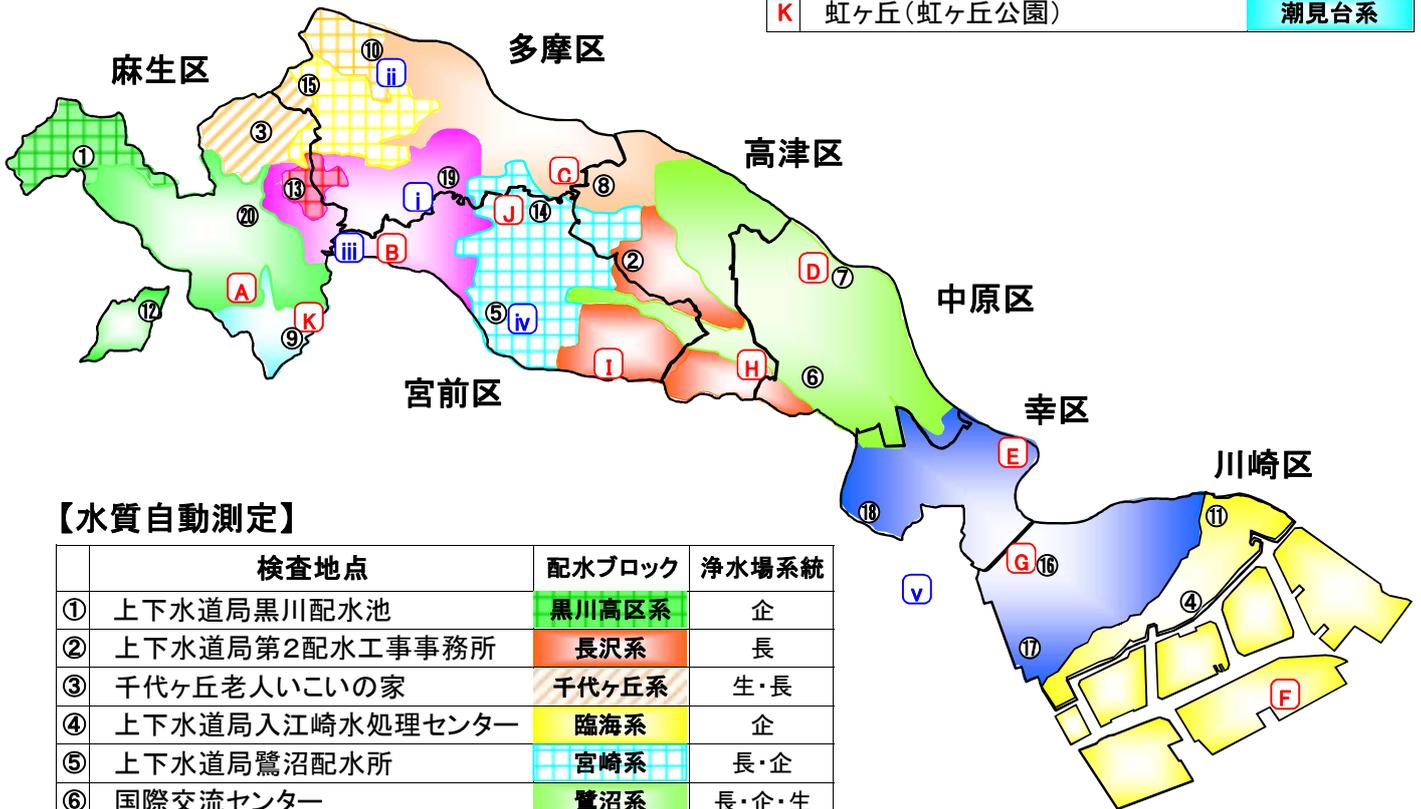
- ・水質管理のため必要な検査を、水源、浄水場及び給水栓で行います。
- ・水源については、相模川水系の桂川橋、相模湖大橋、弁天橋、名手橋の 4 地点と、生田浄水場の水源である菅さく井群の 7 さく井を検査地点とします。
- ・水源及び浄水場で水質基準項目の検査を別表－2 のような頻度で行います。
- ・水質管理目標設定項目は水質基準を補完する項目として定められ、27 項目が設定されています。水源、浄水場及び給水栓で、別表－3 のような頻度で検査を行います。
- ・水質基準等の見直しのために必要な情報・知見の収集に努めるべきとされている要検討項目を水源、浄水場及び給水栓で別表－4 のような頻度で検査を行います。
- ・水源の水質状況を把握するための項目や、浄水処理上必要な項目について、水源、浄水場及び給水栓で別表－5 のような頻度で検査を行います。

【浄水場・配水池】

i	長沢浄水場
ii	生田浄水場
iii	潮見台配水池
iv	鷺沼配水池
v	末吉配水池 (横浜市鶴見区)

【市内給水栓検査】

	検査地点	配水ブロック
A	王禅寺(王禅寺老人いこいの家)	黒川系
B	菅生(南菅生保育園)	高石系
C	宿河原(ひばり保育園)	生田系
D	宮内(宮内保育園)	鷺沼系
E	東古市場(御幸公園)	末吉系
F	東扇島(東扇島中公園)	臨海系
G	砂子(川崎市役所第2庁舎)	末吉系
H	明津(交通局井田営業所)	鷺沼系
I	東有馬(有馬保育園)	長沢系
J	平(平老人いこいの家)	宮崎系
K	虹ヶ丘(虹ヶ丘公園)	潮見台系



【水質自動測定】

	検査地点	配水ブロック	浄水場系統
①	上下水道局黒川配水池	黒川高区系	企
②	上下水道局第2配水工事事務所	長沢系	長
③	千代ヶ丘老人いこいの家	千代ヶ丘系	生・長
④	上下水道局入江崎水処理センター	臨海系	企
⑤	上下水道局鷺沼配水所	宮崎系	長・企
⑥	国際交流センター	鷺沼系	長・企・生
⑦	等々力緑地	鷺沼系	長・企・生
⑧	高津消防署久地出張所	生田系	生・長
⑨	虹ヶ丘保育園	潮見台系	企
⑩	上下水道局稲田取水所	菅系	生・長
⑪	殿町老人いこいの家	臨海系	企
⑫	麻生区市民館岡上分館	黒川系	企
⑬	百合丘こども文化センター	百合丘系	長・企
⑭	上下水道局長尾加圧ポンプ所	宮崎系	長・企
⑮	多摩区道路公園センター	細山系	生・長・企
⑯	川崎市役所第2庁舎	末吉系	長・企
⑰	上下水道局京町ポンプ場	末吉系	長・企
⑱	上下水道局加瀬水処理センター	末吉系	長・企
⑲	川崎国際生田緑地ゴルフ場	高石系	長・企
⑳	新百合丘西調整池	黒川系	企

長:長沢浄水場
 生:生田浄水場
 企:神奈川県内広域水道企業団

図一4 水質検査地点概要図

6 臨時の水質検査

水源の状況変化や浄水処理工程の異常など、水質基準に適合しないおそれのある場合には臨時の水質検査を行います。

次の様な事態が生じ水質基準に適合しないおそれのある場合には、臨時の水質検査を行います。

- ・ 水源の水質が著しく悪化したとき。
- ・ 水源に異常があったとき。
- ・ 水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき。
- ・ 浄水過程に異常があったとき。
- ・ 配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。
- ・ その他特に必要があると認められるとき。

7 水質検査方法

水質基準項目、水質管理目標設定項目の検査については国が定めた検査方法で、その他の項目の検査については上水試験方法(日本水道協会)等の信頼性の高い方法で行い、自己検査を基本とします。

水質検査の方法は水質基準項目、水質管理目標設定項目は、国が定めた水道水の検査方法「水質基準に関する省令に基づき厚生労働大臣が定める方法」などに従い行います。また要検討項目とその他の項目の試験方法については上水試験方法(日本水道協会)などに従い行います。

水質検査は基本的に自己検査で行いますが、特殊な検査設備を必要とするダイオキシン類や放射性物質の一部の検査は、外部水質検査機関に委託します。



液体クロマトグラフ質量分析装置
(微量有機物質測定用)



イオンクロマトグラフ分析装置
(陰イオン、陽イオン測定用)

写真-2 代表的な水質検査機器

8 水質検査の精度と信頼性確保

川崎市上下水道局では、水道水質検査優良試験所規範(水道GLP、日本水道協会制定)を取得し、水道GLPに基づく信頼性保証体制の導入により、水質検査結果の精度と信頼性を確保しています。

水質検査は、水道水の安全性を確認するもので高い精度と信頼性の確保が求められています。水道水質課では、平成18年に日本水道協会による水道GLP(水道水質検査優良試験所規範)の認定を取得しました。(平成22年7月に、認定更新)今後も水道GLPの運用により水質検査の信頼性と精度の維持向上に努めます。また、厚労省をはじめとした外部精度管理に参加し、水道GLPに基づく品質管理システムに則って内部精度管理を充実させることで、水質検査の分析精度の向上に努めます。



図-5 水道水質検査優良試験所規範認定書

9 水質検査計画と水質検査結果の公表

水質検査計画と水質検査結果は、上下水道局の広報紙やホームページなどで公表します。

水質検査計画は毎事業年度の開始前に作成し、上下水道局ホームページで公表します。また、上下水道局広報誌「かわさきの上下水道」に概要版を掲載します。

水質検査の結果（給水栓の水質基準項目）は、毎月上下水道局ホームページに掲載します。さらに詳しい内容については毎年度発行する「水質試験年報」でご覧になれます。水質試験年報は、上下水道局ホームページ、各区の市政資料コーナー、かわさき情報プラザ、公文書館で閲覧できます。

水質検査計画と水質検査結果についてのお客様のご意見、ご質問は、水道水質課で受け付けています。

図－6 上下水道局広報誌

図－7 上下水道局ホームページ

10 水質検査結果の評価と水質検査計画の見直し

水質検査結果については、水質基準値や過去の検査結果と比較・評価し、異常があれば原因究明等必要な対応を取ります。

水質検査計画については、お客様からの意見、水質検査結果、法令改正などを考慮し、毎年見直しを行います。

水質検査結果については、検査地点ごと、検査項目ごとに水質基準値や過去の検査結果と比較・評価し、異常があれば原因究明等必要な対応を取ります。

水質検査計画については、水質検査結果の評価や法令改正への対応を反映させるため、毎年見直しを行います。

また、お客様からの水質検査計画や水質検査結果に対するご意見についても、水質検査計画の見直しの参考とさせていただきます。

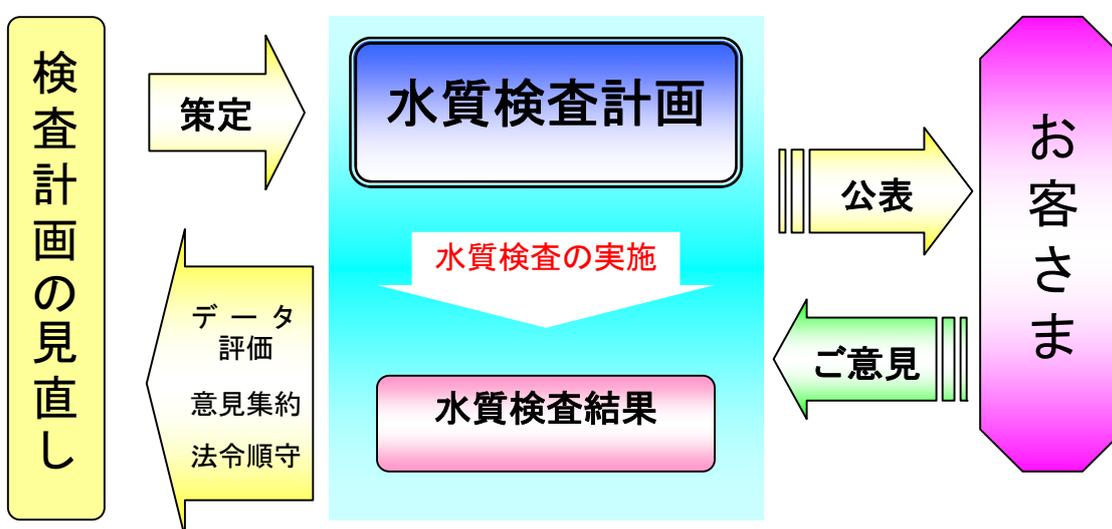


図-8 水質検査計画見直しの流れ

1 1 関係機関との連携

水質汚染事故発生時や水系感染症の発生時などには、関係機関と連携し、正確な情報収集と迅速な対応を図ります。

- 水道水源域で水質汚染事故が発生した場合は、神奈川県企業庁企業局、横浜市水道局、横須賀市上下水道局、神奈川県内広域水道企業団、川崎市上下水道局の5事業体で構成する「相模川・酒匂川水質協議会」を通して情報収集を行うとともに必要に応じて現地調査を行い、浄水場で活性炭を注入するなどの適切な浄水処理を行うことで安全な水道水を供給しています。
- 集団消化器系感染症発生時の情報提供を健康福祉局健康安全室から受け、衛生上必要な措置に役立てています。
- 第2取水系さく井群のある多摩区菅地域については、地下水の保全を所管する環境局と連携して、水質保全に努めます。

別表-1 水質基準項目(給水栓)

分類	項目	基準値	過去3年間の最大値 H21.4.1～H24.3.31	法令で定められている検査頻度	検査頻度の減が可能な項目	検査結果に基づく検査頻度の減及び法的根拠	本市検査頻度(回/年)					
病原生物の指標	1 一般細菌	1mL中集落数100以下	2	月1回以上①	不可	不可	月1回					
	2 大腸菌	検出されないこと	不検出									
無機物・重金属	3 カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	0.001未満	3月に1回以上②	可(A)	ア	3年に1回					
	4 水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	0.00005未満									
	5 セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	0.001未満									
	6 鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	0.001未満									
	7 ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	0.001									
	8 六価クロム化合物	0.05mg/L以下	0.001未満									
	9 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	0.001未満									
	10 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	5.6									
	11 フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	0.12									
	12 ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下	0.04									
	一般有機物	13 四塩化炭素	0.002mg/L以下					0.0001未満	3月に1回以上②	可(A)	ア	3年に1回
		14 1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下					0.0005				
15 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン		0.04mg/L以下	0.0002未満									
16 ジクロロメタン		0.02mg/L以下	0.0001									
17 テトラクロロエチレン		0.01mg/L以下	0.0002									
18 トリクロロエチレン		0.01mg/L以下	0.0001									
19 ベンゼン		0.01mg/L以下	0.0001未満									
消毒副生成物		20 塩素酸	0.6mg/L以下	0.15	3月に1回以上②	不可	不可	3月に1回				
		21 クロロ酢酸	0.02mg/L以下	0.001未満								
	22 クロロホルム	0.06mg/L以下	0.027									
	23 ジクロロ酢酸	0.04mg/L以下	0.007									
	24 ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下	0.0077									
	25 臭素酸	0.01mg/L以下	0.001未満									
	26 総トリハロメタン	0.1mg/L以下	0.034									
	27 トリクロロ酢酸	0.2mg/L以下	0.016									
	28 ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	0.0057									
	29 ブロモホルム	0.09mg/L以下	0.0081									
	30 ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	0.008									
色	31 亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	0.012	3月に1回以上②	可(A)	ア	3年に1回					
	32 アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	0.062									
	33 鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	0.019									
	34 銅及びその化合物	1.0mg/L以下	0.006									
味覚	35 ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	30	3月に1回以上②	可(A)	イ	1年に1回					
色	36 マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	0.002									
味覚	37 塩化物イオン	200mg/L以下	37	3月に1回以上②	可(B)	不可	月1回					
	38 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	90									
	39 蒸発残留物	500mg/L以下	230									
発泡	40 陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	0.005未満	3月に1回以上②	可(A)	ア	3年に1回					
	41 ジェオスミン	0.00001mg/L以下	0.000003									
臭気	42 2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	0.000001	3月に1回以上③	不可	不可	発生時期 月1回					
	43 非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	0.005未満									
発泡	44 フェノール類	0.005mg/L以下	0.0005未満	3月に1回以上②	可(A)	ア	3年に1回					
	45 有機物(全有機炭素TOCの量)	3mg/L以下	0.7									
基礎的性状	46 pH値	5.8以上8.6以下	7.7	月1回以上①	可(B)	不可	月1回					
	47 味	異常でないこと	異常なし									
	48 臭気	異常でないこと	異常なし									
	49 色度	5度以下	1未満									
	50 濁度	2度以下	0.2未満									

◇法令で定められている検査頻度

検査頻度	該当法令
① おおむね1箇月に1回以上	水道法施行規則第15条第1項第3号イ
② おおむね3箇月に1回以上	水道法施行規則第15条第1項第3号ハ
③ おおむね1箇月に1回以上	臭気の原因となる藻類の発生時期 水道法施行規則第15条第1項第3号ロ

◇検査頻度の減A(原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合であって、下記要件の場合、検査頻度を減らすことが可)

検査頻度	検査結果	該当法令
ア おおむね3年に1回以上	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下	水道法施行規則第15条第1項第3号ハ
イ おおむね1年に1回以上	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下	水道法施行規則第15条第1項第3号ハ

◇検査頻度の減B(連続的に計測及び記録がなされている場合、検査頻度を減らすことが可)

おおむね3箇月に1回以上	水道法施行規則第15条第1項第3号イ
--------------	--------------------

注: Bは要件を満たさないため本市では検査頻度の減は不可

別表-2 水質基準項目(水源・浄水場)

数字は年間検査頻度

分類	項目	基準値	水 源			浄 水 場			
			桂川橋 ・弁天橋	相模湖大橋 ・名手橋	第2取水系 さく井 (7井)	長 沢		生 田	
						原水	配水	原水	配水
病原生物	1 一般細菌	1mL中集落数100以下	12	12	12	12	24	12	24
	2 大腸菌	検出されないこと	12	12	12	12	24	12	24
無機物・ 重金属	3 カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	4	—	4	4	4	4	4
	4 水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	4	—	—	4	4	4	4
	5 セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	4	—	4	4	4	4	4
	6 鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	4	—	4	4	4	4	4
	7 ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	4	—	4	4	4	4	4
	8 六価クロム化合物	0.05mg/L以下	4	—	4	4	4	4	4
	9 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	4	—	—	4	4	4	4
	10 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	12	12	12	12	12	12	12
	11 フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	12	12	—	12	12	12	12
	12 ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下	4	—	4	4	4	4	4
一般 有機物	13 四塩化炭素	0.002mg/L以下	4	—	4	4	4	4	4
	14 1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	4	—	4	4	4	4	4
	15 シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	4	—	4	4	4	4	4
	16 ジクロロメタン	0.02mg/L以下	4	—	4	4	4	4	4
	17 テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	4	—	4	4	4	4	4
	18 トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	4	—	4	4	4	4	4
	19 ベンゼン	0.01mg/L以下	4	—	4	4	4	4	4
消 毒 副生成物	20 塩素酸	0.6mg/L以下	—	—	—	—	12	—	12
	21 クロロ酢酸	0.02mg/L以下	—	—	—	—	4	—	4
	22 クロロホルム	0.06mg/L以下	4	—	4	4	4	4	4
	23 ジクロロ酢酸	0.04mg/L以下	—	—	—	—	4	—	4
	24 ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下	4	—	4	4	4	4	4
	25 臭素酸	0.01mg/L以下	—	—	—	4	4	4	4
	26 総トリハロメタン	0.1mg/L以下	4	—	4	4	4	4	4
	27 トリクロロ酢酸	0.2mg/L以下	—	—	—	—	4	—	4
	28 ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	4	—	4	4	4	4	4
	29 ブロモホルム	0.09mg/L以下	4	—	4	4	4	4	4
	30 ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	—	—	—	—	4	—	4
色	31 亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	4	—	4	4	4	4	4
	32 アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	4	—	—	12	12	4	4
	33 鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	4	—	—	4	4	4	4
	34 銅及びその化合物	1.0mg/L以下	4	—	4	4	4	4	4
味覚	35 ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	4	—	—	4	4	4	4
色	36 マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	4	—	12	12	12	12	12
味覚	37 塩化物イオン	200mg/L以下	12	12	—	12	12	12	12
	38 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	4	—	—	4	4	4	4
	39 蒸発残留物	500mg/L以下	4	—	—	4	4	4	4
発 泡	40 陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	4	—	—	4	4	4	4
臭気	41 ジェオスミン	0.00001mg/L以下	弁天12	大橋12	—	適宜	適宜	—	適宜
	42 2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	弁天12	大橋12	—	適宜	適宜	—	適宜
発 泡	43 非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	4	—	—	4	4	4	4
臭気	44 フェノール類	0.005mg/L以下	4	—	—	4	4	4	4
味 覚	45 有機物(全有機炭素TOCの量)	3mg/L以下	12	12	12	12	12	12	12
基礎的 性状	46 pH値	5.8 以上 8.6 以下	12	12	12	247	247	247	247
	47 味	異常でないこと	—	—	—	—	247	—	247
	48 臭気	異常でないこと	12	12	12	247	247	247	247
	49 色度	5度以下	12	—	12	247	247	247	247
	50 濁度	2度以下	12	12	12	247	247	247	247

別表-3 水質管理目標設定項目

数字は年間検査頻度

項 目	目標値	水 源				浄 水 場				給 水 栓 東扇島等 11ヶ所
		桂川橋 ・弁天橋	相模湖大橋 ・名手橋	第2取水系 さく井 (7井)	長 沢		生 田			
					原水	配水	原水	配水		
1 アンチモン及びその化合物	0.015mg/L以下	4	—	4	4	4	4	4	4	
2 ウラン及びその化合物	0.002mg/L以下(暫定)	4	—	4	4	4	4	4	4	
3 ニッケル及びその化合物	0.01mg/L以下(暫定)	4	—	4	4	4	4	4	4	
4 亜硝酸態窒素	0.05mg/L以下(暫定)	12	12	12	12	12	12	12	12	
5 1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	4	—	4	4	4	4	4	4	
6 *1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
7 *2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
8 トルエン	0.4mg/L以下	4	—	4	4	4	4	4	4	
9 フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.1mg/L以下	4	—	—	4	4	4	4	4	
10 亜塩素酸	0.6mg/L以下	—	—	—	—	4	—	4	4	
11 *3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
12 二酸化塩素 *4	0.6mg/L以下	—	—	—	—	—	—	—	—	
13 ジクロロアセトニトリル	0.01mg/L以下(暫定)	—	—	—	—	4	—	4	4	
14 抱水クロラール	0.02mg/L以下(暫定)	—	—	—	—	4	—	4	4	
15 農薬類	1以下 *5	6	—	—	6	6	6	6	—	
16 残留塩素	1mg/L以下	—	—	—	—	52	—	52	12	
17 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10~100mg/L	4	—	—	4	4	4	4	4	
18 マンガン及びその化合物	0.01mg/L以下	4	—	12	12	12	12	12	4	
19 遊離炭酸	20mg/L以下	—	—	12	4	4	52	52	4	
20 1,1,1-トリクロロエタン	0.3mg/L以下	4	—	4	4	4	4	4	4	
21 メチル- <i>t</i> -ブチルエーテル	0.02mg/L以下	4	—	4	4	4	4	4	4	
22 有機物(過マンガン酸カリウム消費量)*6	3mg/L以下	—	—	—	—	—	—	—	—	
23 臭気強度(TON)	3以下	適宜	適宜	適宜	適宜	適宜	適宜	適宜	適宜	
24 蒸発残留物	30~200mg/L	4	—	—	4	4	4	4	4	
25 濁度	1度以下	12	12	12	247	247	247	247	12	
26 pH値	7.5程度	12	12	12	247	247	247	247	12	
27 腐食性(ランゲリア指数)	-1~0	—	—	—	4	4	4	4	4	
28 従属栄養細菌	1mL中集落数2,000以下(暫定)	12	12	12	12	24	12	24	12	
29 1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	4	—	4	4	4	4	4	4	
30 アルミニウム及びその化合物	0.1mg/L以下	4	—	—	12	12	4	4	4	

*1 トランス1,2-ジクロロエチレンが基準項目のシス1,2-ジクロロエチレンと合算されたため6は欠番

*2 1,1,2-トリクロロエタンが水質管理目標設定項目から削除されたため7は欠番。その他の項目の36に設定。

*3 塩素酸が水質基準項目になったため11は欠番

*4 消毒剤として使用していないため検査を省略

*5 検査農薬の検出値をその目標値で除した数値の合計

*6 は水質基準項目として、有機物(全有機炭素TOCの量)の検査を行っているため省略。

別表-4 要検討項目

数字は年間検査頻度

項 目	目標値	水 源				浄 水 場				給 水 栓 東扇島等 11ヶ所
		桂川橋	弁天橋	相模湖大橋 ・名手橋	第2取水系 さく井 (7井)	長 沢		生 田		
						原水	配水	原水	配水	
1 銀	—	4	4	—	4	4	4	4	4	
2 バリウム	0.7mg/L以下	4	4	—	4	4	4	4	4	
3 ビスマス	—	4	4	—	4	4	4	4	4	
4 モリブデン	0.07mg/L以下	4	4	—	4	4	4	4	4	
5 塩化ビニル	0.002mg/L以下	—	—	—	—	4	4	4	—	
6 ※ダイオキシン類	1pgTEQ/L以下(暫定)	—	—	—	—	—	2	2	—	
7 ノニルフェノール *	0.3mg/L以下(暫定)	2	2	—	—	2	—	2	—	
8 ビスフェノールA *	0.1mg/L以下(暫定)	2	2	—	—	2	—	2	—	
9 フタル酸ジ(<i>n</i> -ブチル)	0.2mg/L以下(暫定)	4	4	—	—	4	4	4	4	
10 フタル酸ブチルベンジル	0.5mg/L以下(暫定)	4	4	—	—	4	4	4	4	
11 ミクロキスチン-LR	0.0008mg/L以下(暫定)	—	適宜	適宜	—	適宜	適宜	—	適宜	
12 プロモクロロ酢酸	—	—	—	—	—	—	4	—	4	
13 プロモ酢酸	—	—	—	—	—	—	4	—	4	
14 ジプロモ酢酸	—	—	—	—	—	—	4	—	4	
15 トリクロロアセトニトリル	—	—	—	—	—	—	4	—	4	
16 プロモクロロアセトニトリル	—	—	—	—	—	—	4	—	4	
17 ジプロモアセトニトリル	0.06mg/L以下	—	—	—	—	—	4	—	4	
18 アセトアルデヒド	—	—	—	—	—	—	4	—	4	
19 キシレン	0.4mg/L以下	4	4	—	4	4	4	4	4	
20 パーフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)	—	4	4	—	—	4	4	4	—	
21 パーフルオロオクタンスルホン酸(PFOA)	—	4	4	—	—	4	4	4	—	

* 過去3年間不検出のため、検査回数を年4回から2回に変更しました。

別表-5 その他の水質検査項目

数字は年間検査頻度

項 目	水 源				第2取水系 さく井 (7井)	浄 水 場				給 水 栓 東扇島等 11ヶ所
	桂川橋	弁天橋	相模湖大橋	名手橋		長 沢		生 田		
						原水	配水	原水	配水	
1 水温	12	12	12	12	12	247	247	247	247	12
2 アンモニア態窒素	12	12	12	12	12	52	52	12	12	—
3 生物化学的酸素要求量(BOD)	12	—	—	—	—	—	—	—	—	—
4 化学的酸素要求量(COD)	—	12	12	12	—	—	—	—	—	—
5 紫外線吸光度(260nm)	12	12	—	—	—	—	—	—	—	—
6 全窒素	12	12	12	12	—	—	—	—	—	—
7 全りん	12	12	12	12	—	—	—	—	—	—
8 りん酸イオン	12	12	12	12	—	—	—	—	—	—
9 トリハロメタン生成能	—	4	4	—	—	—	—	—	—	—
10 クロロホルム生成能	—	4	4	—	—	—	—	—	—	—
11 ジブロモクロロメタン生成能	—	4	4	—	—	—	—	—	—	—
12 ブロモジクロロメタン生成能	—	4	4	—	—	—	—	—	—	—
13 ブロモホルム生成能	—	4	4	—	—	—	—	—	—	—
14 総アルカリ度	12	12	—	—	—	247	4	12	12	—
15 溶存酸素	12	12	12	12	—	2	—	2	—	—
16 酸素飽和百分率	12	12	12	12	—	—	—	—	—	—
17 硫酸イオン	12	12	12	12	—	12	12	12	12	12
18 溶性ケイ酸	—	4	4	—	—	2	2	2	2	—
19 透明度	—	—	12	—	—	—	—	—	—	—
20 電気伝導率	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
21 放射能	—	—	—	—	—	1	—	1	—	—
22 セシウム134 *1	—	—	—	—	—	適宜	適宜	適宜	適宜	—
23 セシウム137 *1	—	—	—	—	—	適宜	適宜	適宜	適宜	—
24 臭素イオン	12	12	12	12	—	—	—	—	—	—
25 りん酸態りん	12	12	12	12	—	—	—	—	—	—
26 硝酸態窒素	12	12	12	12	12	—	—	—	—	—
27 無機態窒素	12	12	12	12	—	—	—	—	—	—
28 塩素要求量	—	—	—	—	—	12	—	—	—	—
29 マグネシウム	4	4	—	—	—	4	4	4	4	—
30 カリウム	4	4	—	—	—	4	4	4	4	4
31 カルシウム	4	4	—	—	—	4	4	4	4	—
32 溶存マンガン	—	—	—	—	—	12	12	—	—	—
33 クロロフィルa	—	—	4	4	—	—	—	—	—	—
34 遊離残留塩素	—	—	—	—	—	—	247	247	247	12
35 結合残留塩素	—	—	—	—	—	—	52	—	52	—
36 p-ジクロロベンゼン	4	4	—	—	4	4	4	4	4	4
37 1,2-ジクロロプロパン	4	4	—	—	4	4	4	4	4	4
38 1,1,2-トリクロロエタン	4	4	—	—	4	4	4	4	4	4
39 クロロアセトニトリル	—	—	—	—	—	—	4	—	4	4
40 ブロモアセトニトリル	—	—	—	—	—	—	4	—	4	4
41 ジェオスミン溶存態	—	12	12	適宜	—	適宜	適宜	—	適宜	適宜
42 2-メチルイソボルネオール溶存態	—	12	12	適宜	—	適宜	適宜	—	適宜	適宜
43 ミクロキスチン-RR	—	適宜	適宜	適宜	—	適宜	適宜	—	適宜	—
44 ミクロキスチン-YR	—	適宜	適宜	適宜	—	適宜	適宜	—	適宜	—
45 植物プランクトン	12	12	12	12	4	26	26	12	12	—
46 動物プランクトン	—	—	12	12	適宜	—	12	適宜	12	—
47 クリプトスポリジウム	適宜	適宜	—	—	—	12	適宜	4 *2	適宜	適宜
48 ジアルジア	適宜	適宜	—	—	—	12	適宜	4 *2	適宜	適宜
49 大腸菌群	12	12	12	12	12	12	24	12	24	—
50 嫌気性芽胞菌(ウェルシュ菌芽胞)	—	—	—	—	—	6	—	6	—	—
51 りん酸態りん負荷量	12	12	—	—	—	—	—	—	—	—
52 全りん負荷量	12	12	—	—	—	—	—	—	—	—
53 無機態窒素負荷量	12	12	—	—	—	—	—	—	—	—
54 全窒素負荷量	12	12	—	—	—	—	—	—	—	—

*1 水道水中の放射性物質に係る管理目標値:放射性セシウム(セシウム134とセシウム137の含量)で10 Bq/kg 以下

*2 検査回数を年3回から4回に変更しました。

この「水質検査計画」は毎年度更新を行い、川崎市上下水道局広報紙「かわさきの上下水道」及び川崎市上下水道局ホームページで公表します。

ホームページURL

<http://www.city.kawasaki.jp/800/cmsfiles/contents/0000035/35839/>

水質検査計画策定についてお客様のご意見、ご質問をお伺いしています。また、水質検査計画に限らず、水質に関してどんなことでも結構です。ご意見、ご要望がございましたら、下記のところまでお寄せください。

【連絡先】 川崎市上下水道局水管理センター水道水質課

〒214-0034 川崎市多摩区三田 5-1-1 ☎ 044-911-3005

FAX 044-900-9545

メール 80suisi@city.kawasaki.jp